

改正案	現行
<p>2. 感染防止の基本的な考え方</p> <p>(3) 来館者の安全確保のために</p> <p>①～③ 省略</p> <p>④ <u>館の管理者が主催事業等を行う際には、クラスターの発生等、万が一の場合に備えて、来館者全員の氏名と緊急連絡先を把握し、個人情報を適切に管理します。</u></p> <p><u>また、利用者やイベント等の主催者に対しては、来館者全員の氏名と緊急連絡先を把握するよう依頼し、参加者に対しては、必要に応じて保健所等の公的機関へ情報が提供されることを必ず周知するとともに、個人情報を適切に管理するようお願いしていきます。</u></p> <p>⑤ 省略</p> <p>3. 基本的な感染症対策の実施</p> <p>(4) 感染が疑われる人・感染した人が利用した場合</p> <p>① 省略</p> <p>② <u>利用者やイベント等の主催者に、速やかに連絡を行い、感染拡大を防止します。</u></p> <p>③～④ 省略</p> <p>5. 参加者名簿の作成</p> <p><u>利用者やイベント等の主催者は、感染者が出た場合に追跡を可能にするための措置として、参加者名簿を作成し連絡先を必ず把握してください。</u></p> <p><u>利用にあたり参加者名簿は、各団体において必ず2ヶ月目途に保管してください。</u></p> <p><u>保健所等からの濃厚接触者の追跡のため名簿の提出を求められる場合がありますので、施設から名簿の提出を求められた場合、該当日の名簿の提出をお願いします。</u></p>	<p>2. 感染防止の基本的な考え方</p> <p>(3) 来館者の安全確保のために</p> <p>①～③ 省略</p> <p>④ クラスターの発生等、万が一の場合に備えて、来館者全員の氏名と緊急連絡先を把握します。また、来館者に対しては、必要に応じて保健所等の公的機関へ情報が提供されることを必ず周知し、個人情報を適切に管理します。</p> <p>⑤ 省略</p> <p>3. 基本的な感染症対策の実施</p> <p>(4) 感染が疑われる人・感染した人が利用した場合</p> <p>① 省略</p> <p>② 作成した名簿をもとに、速やかに利用した人へ連絡を行い、感染拡大を防止します。</p> <p>③～④ 省略</p> <p>5. 参加者名簿の作成</p> <p>利用者やイベント等の主催者は、参加者名簿を作成し連絡先を必ず把握してください。</p> <p>感染者が出た場合に追跡を可能にするための措置です。利用にあたり参加者名簿は、必ず施設に提出してください。</p> <p>※名簿については、提出から2ヶ月を過ぎたら破棄します。</p>

6. 貸館の考え方

公民館等では、このガイドラインや利用の際に注意していただきたい内容（別紙「施設の利用について」）に沿った配慮や取り組みを行うことを条件として利用を許可します。

ただし、市内や近隣自治体、国内で感染の拡大がみられる場合は、利用の自粛を促すことがあります。

条件に満たない場合や遵守事項が守られていないことが明らかになった場合は、施設の利用を中止していただきます。

利用の際に注意していただきたい内容については、別に設けることとします。

施設使用料（施設利用料）については、使用する館が新型コロナウイルス感染予防対策等により臨時休館した場合のみ、その年度内での振り替えによる対応、又は、還付を行います。

6. 貸館の考え方

公民館等では、このガイドラインや利用の際に注意していただきたい内容（別紙「施設の利用について」）に沿った配慮や取り組みを行うことを条件として利用を許可します。

ただし、市内や近隣自治体、国内で感染の拡大がみられる場合は、利用の自粛を促すことがあります。

条件に満たない場合や遵守事項が守られていないことが明らかになった場合は、施設の利用を中止していただきます。

利用の際に注意していただきたい内容については、別に設けることとします。